

受託契約準則の変更新旧条文対照表

旧条文を新条文に変更する。

新条文	現行
<p>(臨機の場合の措置等)</p> <p>第24条 受託取引参加者は、委託を受けた取引が次の各号に掲げる場合に該当したとき又は臨機の措置が講ぜられ、転売又は買戻しにより処分するときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。</p> <p>(1) 関係法令又は本所の業務規程に基づき、売買立会の臨時停止若しくは臨時開始又は取引参加者の建玉数その他の制限等により取引若しくはその受託の数量が制限され、又はこれらにつき特別の規制が行われた場合</p> <p>(2) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、違約受渡玉及び違約中間玉の処理若しくは解け合い又は臨機の措置が講ぜられた場合</p> <p>(3) <u>本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、受渡しの当事者たる受託取引参加者が受渡しを履行せず、本所が転売又は買戻ししたものとみなして処理した場合</u></p> <p>(4) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部について、取引の決済の結了が行われた場合</p> <p>(5) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた売買約定の全部又は一部について取消しが行われた場合</p> <p>(6) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた売買注文及び権利行使の申告のうち本所が既に受け付けているものについて、効力を失わせる措置が講ぜられた場合</p> <p>(7) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた取引について、本所が市場管理上必要であると認める措置が講ぜられた場合</p>	<p>(臨機の場合の措置等)</p> <p>第24条 受託取引参加者は、委託を受けた取引が次の各号に掲げる場合に該当したとき又は臨機の措置が講ぜられ、転売又は買戻しにより処分するときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。</p> <p>(1) 関係法令又は本所の業務規程に基づき、売買立会の臨時停止若しくは臨時開始又は取引参加者の建玉数その他の制限等により取引若しくはその受託の数量が制限され、又はこれらにつき特別の規制が行われた場合</p> <p>(2) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、違約受渡玉及び違約中間玉の処理若しくは解け合い又は臨機の措置が講ぜられた場合</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(3) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部について、取引の決済の結了が行われた場合</p> <p>(4) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた売買約定の全部又は一部について取消しが行われた場合</p> <p>(5) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた売買注文及び権利行使の申告のうち本所が既に受け付けているものについて、効力を失わせる措置が講ぜられた場合</p> <p>(6) 本所の業務規程に基づき、委託を受けた取引について、本所が市場管理上必要であると認める措置が講ぜられた場合</p>

附則

第24条（臨機の場合の措置等）の変更規定は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成30年5月14日）に施行する。